

平成19年度
地域資源活用新事業展開支援事業費補助金
(地域資源活用販路開拓等支援事業)

【 公 募 要 領 】

受 付 期 間

○地域資源活用販路開拓等支援事業

平成19年7月23日(月)～平成19年8月15日(水)(17:00必着)
(土曜日・日曜日・祝日を除く)

受付時間 9:30～12:00、13:30～17:00

受付先及び問い合わせ先 各経済産業局担当課

※ 詳細は、P. 12を参照してください。

※ 本公募要領は、中小企業庁ホームページ (<http://www.chusho.meti.go.jp>) からダウンロードできます。

平成19年7月

中小企業庁

〔 目 次 〕

I	地域資源活用新事業展開支援事業費補助金について…	1
	1. 制度の目的	1
	2. 補助対象者	1
	3. 補助対象事業	3
	4. 補助対象経費	4
	5. 補助率等	6
	6. 申請手続き等の概要	7
	7. 補助事業期間	9
	8. 補助事業者の義務	9
	9. 財産の帰属等	10
	10. その他	11
II	受付先及び問い合わせ先	12
III	計画書の様式	13
IV	記入例	17
V	参考事例	22

地域資源活用新事業展開支援事業費補助金公募要領

平成19年度「地域資源活用新事業展開支援事業費補助金」のうち「地域資源活用販路開拓等支援事業」について、公募を行いますので、交付を希望される方は、下記に基づき申請されるようご案内いたします。

I 本補助金制度について

1. 制度の目的

本補助金は地域の優れた資源を活用した新商品・新役務の開発や販路開拓の取組に要する経費（販売を伴う展示会等の経費は除きます。）の一部を国が補助することによって、地域の組合等による売れる商品づくりや地域発のブランド構築の実現を目指し、地域経済の活性化及び地域中小企業の振興に寄与することを目的としています。

2. 補助対象者

○地域資源活用販路開拓等支援事業

- ① 企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会
- ② 水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会
- ③ 商工組合又は商工組合連合会
- ④ 商店街振興組合又は商店街振興組合連合会
- ⑤ 生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合及び生活衛生同業組合連合会であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が5,000万円（卸売業を主たる事業とする事業者については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時使用する従業員の数が50人（卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については、100人）以下であるもの
- ⑥ 酒造組合、酒造組合連合会又は酒造組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本の額若しくは出資の総額とする法人又は常時使用する従業員の数が300人以下であるもの並びに酒販組合、酒販組合連合会及び酒販組合中央会であって、その直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の3分の2以上が5,000万円（酒類卸売業については、1億円）以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時使用する従業員の数が50人（酒類卸売業者については、100人）以下であるもの
- ⑦ 内航海運組合及び内航海運組合連合会であって、その直接又は間接の構成員たる内航海運事業を営む者の3分の2以上が3億円以下の金額をその資本金の額若しくは出資の総額とする法人又は常時使用する従業員の数が300人以下であるもの
- ⑧ 鉱工業技術研究組合であって、その直接又は間接の構成員の3分の2以上が第1号に掲げる者又は中小企業基本法第2条に規定する中小企業者であるもの
- ⑨ 第3セクター（中小企業者（この号において、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者、中小企業団体の組織に関する法律第3条第1項に規定する中小企業団体並びに特別の法律によって設立された組合及びその連合会であって、その直接又は間接の構成員たる事業者の3分の2以上が中小企業基本法第2条に規定する中小企業者である団体をいう。）以外の会社による出資の額の合計額が資本の額又は出資の総額の3分の1未満であり（独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資を行う場合にあつては、独立行政法人中小企業基盤整備機構の出資後において中小企業者以外の会社による出資の額の合計額が資本の額又は出資の総額の3分の1未満となることが確実と認められるものを含む。）、かつ、国、国に準ずる機関又は都道府県等が資本の額又は出資の総額の3分の1以上を出資又は拠出を行っている特定の会社）
- ⑩ 民法第34条の規定に基づき設立された法人であつて、地域中小企業の振興を図る事業の実施

主体として適当と認められるもの

- ⑪ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、地域中小企業の振興を図る事業の実施主体として適当と認められるもの
- ⑫ 有限責任事業組合契約に関する法律（平成17年法律第40号）第2条に規定する有限責任事業組合であって、別に中小企業庁長官が定める基準に適合するもの
- ⑬ ①から⑫に該当する者、及び中小企業基本法第2条に規定する中小企業者を主とする4者以上のグループであって、構成員の3分の2以上が①から⑩に該当する者または中小企業者であって、運営規約、事務処理体制、経理体制又は当該グループの存続性等から判断して、中小企業庁長官又は経済産業局長が実施主体として適当と認めたもの
- ⑭ 中小企業庁長官が定める基準に適合するその他の団体

※ 以下に該当するもの（以下「みなし大企業」という。）は、中小企業者から除きます。

- ① 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業(注)が所有している中小企業者。
- ② 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者。
- ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者。

(注) 大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者で、事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

3. 補助対象事業

○地域資源活用販路開拓等支援事業

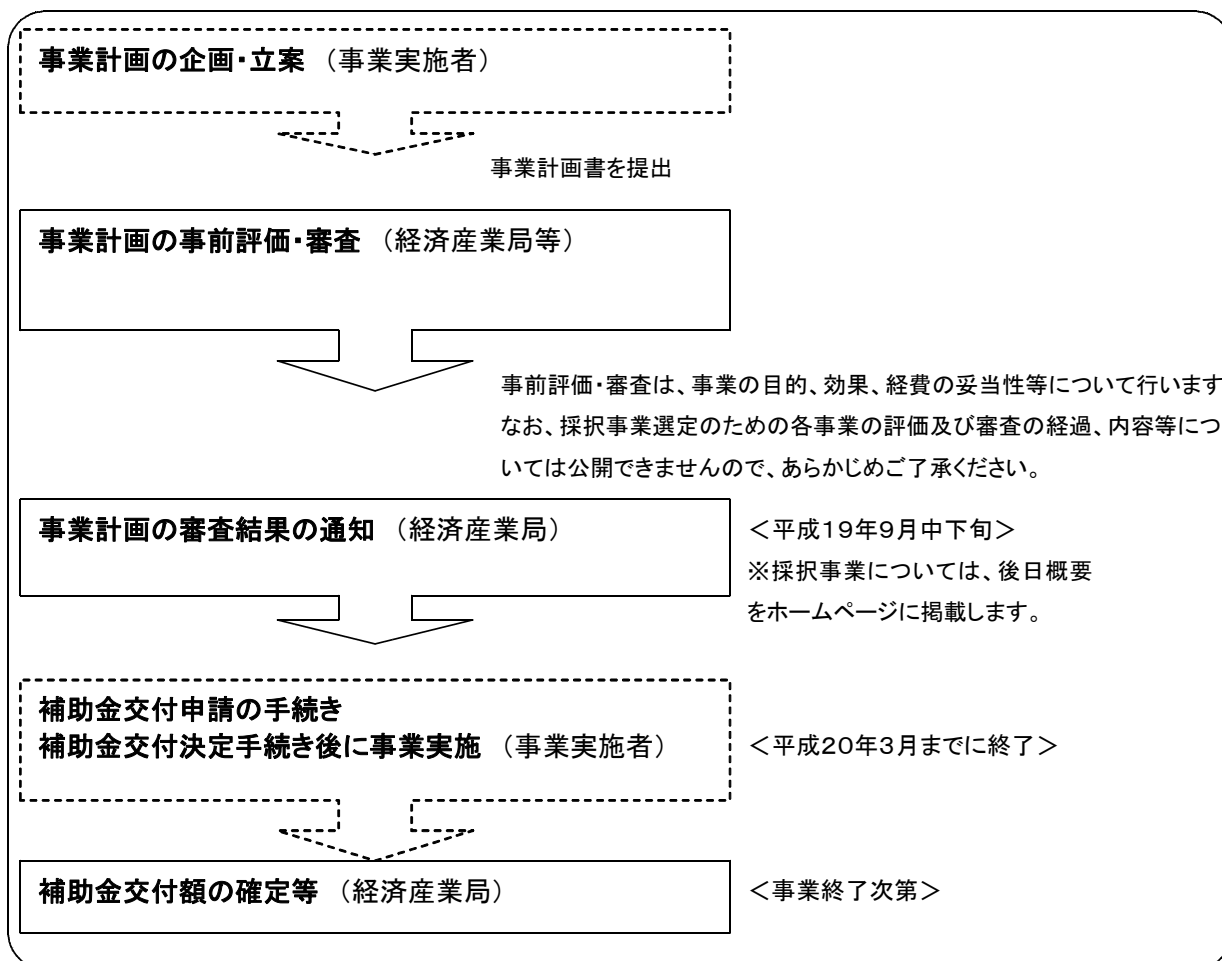
地域に特色のある産業資源（農林水産物又は鉱工業品、鉱工業品の生産に係る技術、文化財、観光資源等。以下「地域資源」という）を活用した商品又は役務の販路開拓を目的として補助対象者が行う市場調査、商品又は役務の改良（研究開発、試作、評価等を含む）、展示会等の開催又は展示会出展等の顧客獲得に係る事業が補助対象になります。

※全国団体が行う広域的な販路開拓等事業や、他地域との連携で行う地域資源を活用した事業も対象となります。

※以下の事業については対象にはなりません。

- ・同一の事業について、国（特殊法人等を含む。）が助成する他の制度（補助金、委託費等）と重複する事業。
- ・前年度以前に産地等地域活性化支援事業費補助金、地場産業等活力強化事業費補助金にて採択された実施事業で成果が低かったもの
- ・商品の販売を伴う展示会等の事業。
- ・一次産品及び単純な加工品である二次産品等の開発・改良及び展示するような事業
- ・市場調査にとどまるもの、商品又は役務の改良について事業化を念頭においていない初期段階の事業

[事業のスキーム]



4. 補助対象経費

補助事業を行うにあたり特別会計等の区分経理を行ってください。補助対象経費は本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ証拠書類によって金額等が確認できるもののみになります。

事業区分	補助対象経費	
	経費区分	内 容
地域資源 販路開拓等 支援事業	謝 金	委員謝金、専門家謝金
	旅 費	委員旅費、専門家旅費、職員旅費、調査旅費、職員海外旅費（海外展示会事業のみ）、専門家海外旅費（海外展示会事業のみ）
	事業費	会場借料、会場整備費、印刷製本費、資料購入費、通信運搬費、調査研究費、パンフレット等作成費、広告宣伝費、通訳料（翻訳料を含む）雑役務費、保険料、借損料、コンサルタント雇用料、委託費
	試作・改良費	原材料費、機械装置又は工具器具購入費、備品費、借損料、製造・改良・加工料、デザイン料、試作費、実験費、設計費、外注加工費、コンサルタント雇用料、委託費
	その他	上記に掲げるもののほか所轄経済産業局長が特に必要と認める経費

(1) 謝金

① 委員謝金

委員を委嘱し、委員会等の会議に出席した場合に謝礼として支払われる経費

② 専門家謝金

専門的知識を有する者を専門家として依頼し、指導・助言等を受けた場合（講師含む）に謝礼として支払われる経費

(2) 旅費

① 委員旅費

委員会の出席等のための旅費として、委嘱した委員に支払われる経費

② 専門家旅費

会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家（講師を派遣した場合も含む）に支払われる経費

③ 職員旅費

会議の出席や展示会参加等を行うための旅費として、補助事業者の職員等に支払われる経費

④ 調査旅費

市場調査等を行うための旅費として、補助事業者の職員等に支払われる経費

⑤ 職員海外旅費

海外展示会事業にて、補助事業者の職員等が参加するための旅費として支払われる経費（事前調査等を除く）

⑥ 専門家海外旅費

海外展示会事業にて、依頼した専門家が参加するための旅費として支払われる経費（事前調査等を除く）

(3) 事業費

① 会場借料

会議を開催する場合の会場費、及び展示会開催及び展示会への出展（以下、単に「展示会事業」という）の際に場所代として支払われる経費

② 会場整備費

展示会事業の際の装飾等に支払われる経費。

③ 印刷製本費

資料等の印刷費として支払われる経費

④ 資料購入費

図書、参考文献、資料等を購入するために支払われる経費。ただし、1件当たり2万円以上10万円以下のものとする

⑤ 通信運搬費

郵便代、運送代等として支払われる経費

⑥ 調査研究費

市場調査において必要なユーザーニーズ調査等を行うための経費、データ等を購入する費用及び調査員を雇う費用等として支払われる経費

⑦ パンフレット等作成費

展示会事業、役務改良事業等を行う際に、内容を周知させるために配布するパンフレット・ポスター等作成に支払われる経費

⑧ 広告宣伝費

事業遂行に必要な新聞広告、TV放映、ラジオ等を活用する費用として支払われる経費

⑨ 通訳料（翻訳料を含む）

海外展示会事業における、通訳を依頼したときに支払われる経費及び海外展示会事業における、パンフレット等を翻訳する際に依頼したときに支払われる経費

⑩ 雑役務費

事業遂行に必要な業務・事務を補助するために臨時的に雇い入れた者（パート、アルバイト）の賃金、交通費として支払われる経費

⑪ 保険料

展示会事業にて商品の発送などで、保険料として支払われる経費

⑫ 借損料

事務機器等のレンタル料、リース料として支払われる経費

⑬ コンサルタント雇用料

展示会事業（役務改良事業を含む）を行う際に、装飾や戦略などコンサルタントを活用する費用として支払われる経費

⑭ 委託費

事業遂行に必要な調査等を委託する際に支払われる経費（試作・改良費に係る部分を除く。）

(4) 試作・改良費

① 原材料費

試作品や商品の改良や実験等を行うために必要な材料を購入するために支払われる経費

② 機械装置又は工具器具購入費

試作品や商品の改良や実験等を行うために必要な機械装置等を購入するために支払われる経費

③ 備品費

試作品や商品の改良や実験等を行うために必要な備品を購入するために支払われる経費

- ④ 借損料
試作品や商品の改良や実験等を行うために必要な機械装置、事務機器等のレンタル料、リース料として支払われる経費
- ⑤ 製造・改良・加工料
試作・改良・実験等を行うために必要な設備の製造・改良・加工に必要な費用として支払われる経費
- ⑥ デザイン料
試作品や商品の改良を行うために必要なデザインに係るために支払われる経費
- ⑦ 試作費
試作品の開発・製造・改良・加工を行うために支払われる経費
- ⑧ 実験費
試作に必要な実験・分析を行うために支払われる経費
- ⑨ 設計費
試作品及び商品の改良のために必要な設計をする際に支払われる経費
- ⑩ 外注加工費
試作品や商品の改良や実験等を行うために必要な加工において外注した際に支払われる経費
- ⑪ コンサルタント雇用料
試作品や商品の改良を行うに当たり、コンサルタントを活用する費用として支払われる経費
- ⑫ 委託費
試作品や商品の改良等において専門的知識を有する部分について第三者に委託する際に支払われる経費

(5) その他の経費

本経費は(1)～(4)以外で、所轄経済産業局長が特に必要と認める経費

(注) 上記に掲げる経費が補助対象経費となります。

※ 交付決定日前に発注、購入、契約等実施したものは補助対象経費として計上できません。

※ 参加者からの出展料を徴収する場合など、補助事業における総収入が総支出を上回った場合は、補助金から減額いたします。

5. 補助率等

地域資源活用販路開拓等支援事業の補助率は、補助対象経費の2分の1以内です。
補助額の下限は100万円とします。

6. 申請手続き等の概要

(1) 申請受付先及び問い合わせ先

申請者の主たる事業所の所在地を所轄する経済産業局。ただし、申請者が複数となる場合（中小企業者等のグループ等）は、その代表者の事務所を所轄する経済産業局。

(P. 12 参照)

(2) 受付期間

平成19年7月23日(月)～平成19年8月15日(水) (17:00必着)

(土曜日・日曜日・祝日を除く)

受付時間：9:30～12:00、13:30～17:00

(注) 郵送の場合は、受付最終日の17:00までに必着するよう提出してください。

(3) 提出書類

表1で定める提出書類(P.8参照)を2部、各経済産業局担当課あて提出してください。なお、必要に応じて追加資料の提出及び説明を求めることがあります。また、提出書類等の返却は致しません。郵送での提出の場合は、封筒に赤字で「地域資源活用補助金申請書在中」と記入してください。(申請書送付先はP.12参照。)

(4) 評価・審査

提出書類等について表2で定める評価内容(P.9参照)に基づき、経済産業局等にて審査を行います。

(5) 通知

審査結果(採択又は不採択)について、後日、各経済産業局から申請者あて通知します。その結果、採択となった方は、別途、中小企業新事業活動支援等補助金(地域資源活用新事業展開支援事業費補助金)交付要綱に基づく補助金の交付に係る手続きを行っていただきます。

(6) 公表

原則として、採択となった場合には、事業者名、事業テーマ、事業内容を公表します。

(7) その他

- ① 同一企業が類似内容で本制度以外の国の補助事業や委託事業等と併願している場合等には、採択時に調整します。
- ② 採択された場合であっても、予算の都合等により希望金額が減額される場合があります。
- ③ 今年度本事業に採択された補助事業については、別途、公募予定の「地域資源活用売れる商品づくり支援事業※」の申請はできません。

※ 「地域資源活用売れる商品づくり支援事業」とは、現在審議中の「中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律」の計画認定を受けた中小企業者、組合等が行う需要調査、研究開発に関わる調査分析、新商品・新役務の開発、展示会等の開催又は展示会等への出展、知的財産に係る調査等の事業について、その経費の3分の2以内の補助を行う事業をいいます。

公募の詳細については、別途、予定しております。決定次第中小企業庁及び各経済産業局のホームページで掲載いたします。

表 1 : 提出書類

提出書類
<p>○地域資源活用販路開拓等支援事業</p> <ul style="list-style-type: none">① 補助事業計画書 (P. 13)② 別紙様式表 (P. 14～16)③ 決算書 (過去2年間の貸借対照表、損益計算書)④ 組合案内等事業概要の確認ができるパンフレット、定款等 <p>なお、グループで申請する場合は代表者を選出し、グループ規約、組織図、参加企業概要 (既存資料で可。本事業における役割分担) 等を添付して下さい。</p> <p>※事業活動の確認のため、必要に応じて法人登記簿謄本等の提出を求める場合があります。</p> <p>【提出部数】 正1部、写し1部、合計2部</p> <p>【注意事項】</p> <ul style="list-style-type: none">① P. 17～の記載例を参考に記入してください。② 添付資料は必要なものに限ってください。③ 貸借対照表等の財務諸表作成が困難な場合は、事前に相談してください。④ 用紙サイズは原則としてA4で統一し、左側に縦2穴で穴を開け、左上1箇所クリップ止め (ホッチキス止め不可) してください。

表 2 : 評価内容

評 価 内 容
<p>① 地域資源の活用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・活用する資源は地域性に富んだ特色のあるものであるか。 ・地域資源の活用方法が明確か。 <p>② 中長期的な目標と戦略</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の産業の目指すべき姿や具体的目標が、地域経済の現状・課題を踏まえた上で明確に設定されており、適切なものとなっているか。 ・中長期戦略は十分具体的になっているか。(ターゲットとする市場、各段階での進め方等。) ・中長期戦略が達成すべき目標と明確に関連づけられているか。 <p>③ 本年度の事業計画とその効果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画が、上記②の目標を実現するために適切なものになっているか。 ・事業計画が、地域の産業の現状や課題、また、これまでの取組から得た成果・反省を踏まえた取組になっているか。 ・事業計画の内容が十分具体的かつ現実的か。 ・地域への波及効果も含め、本事業の実施により十分な成果が期待されるか。 <p>④ 実施体制及び評価の仕組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自己資金・経営能力・経理処理能力など、上記③の事業計画を実施するための経営的基礎力が十分備わっているか。 ・専門家や参画事業者など、上記③の事業計画を実施するために必要な体制が整備されているか。 ・今までの事業の評価及び見直しを行い、今後の進め方を検討する仕組みが整備されているか。 <p>⑤ その他の考慮事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各経費が合理的なものであるか。 ・事業実施主体(グループを含む。)の組織の事業執行体制や役割分担が明確か。 <p>(注) ①の条件を満たしていない事業については他項目の評価にかかわらず採択はされません</p>

7. 補助事業期間

補助事業期間は、交付決定日から平成20年3月31日までとなります。交付決定日以前に行った事業については、補助対象となりません。

8. 補助事業者の義務

本制度の交付決定を受けた場合は、以下の条件を守らなければなりません。

- ① 交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分又は内容を変更しようとする場合、若しくは補助事業を中止又は廃止又は他に承継させようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- ② 補助事業を完了したとき又は中止並びに廃止の承認を受けたときは、その日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに実績報告書を提出しなければなりません。
- ③ 補助事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等の出願又は取得を補助事業年度又

は補助事業年度の終了後5年以内に行った場合及び補助事業において産業財産権等の取得に係る補助金交付を受けた場合には、補助事業年度の終了後5年間の当該産業財産権等の取得等状況について、当該年度を含む毎年度終了後30日以内に産業財産権等報告書を提出しなければなりません。

④ 交付年度終了後の5年間、各年における補助事業成果の事業化状況を報告するとともに補助事業に係る調査に協力をしなければなりません。(事業化状況の報告については、試作・開発・改良を伴う事業に限ります。)

⑤ 事業化状況の報告により補助事業の成果の事業化又は産業財産権等の譲渡又は実施権設定及びその他当該補助事業の実施結果の他への供与による収益を得たと認められた場合、その収益の一部を国に納付(納付額は補助金額のうち試作・改良費の額が限度です。)しなければなりません。

⑥ 補助事業により取得した機械等の財産又は効用の増加した財産については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的運用を図らなければなりません。(他の用途への使用はできません。)

経済産業大臣が別に定める期間以前に当該財産を処分等する必要があるときは、事前にその承認を受けなければなりません。(補助対象物件を販売又は処分若しくは目的外使用する場合は、財産処分の承認を要します。)

また、当該財産を処分したことによって得た収入の一部は国に納付(納付額は補助金額が限度です。)しなければなりません。

⑦ 交付申請に当たっては、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額(注)を減額して申請しなければなりません。

ただし、申請時において、当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではありません。

なお、消費税等仕入控除税額が確定した場合には、各経済産業局長に速やかに報告し、指示に従わなければなりません。

(注) 消費税等仕入控除税額とは：

補助事業者が課税事業者(免税事業者及び簡易課税事業者以外)の場合、補助事業に係る課税仕入れに伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することとなるため、この還付と補助金交付が二重にならないよう、課税仕入れの際の消費税及び地方消費税相当額については、原則として予め補助対象経費から減額しておくこととしています。この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。

⑧ 補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、交付年度終了後5年間保存しなければなりません。

9. 財産の帰属等

補助事業を実施することにより産業財産権等が発生した場合は、その権利は補助事業者に帰属します。

10. その他

- ① 補助金の支払については、通常は翌年度4月10日までに実績報告書の提出を受け、補助金額の確定後の精算払となります。特に必要と認められる場合、年度の途中での事業の進捗状況を確認し、代金の支払が済んでいることを確認した上で、当該部分に係る補助金が支払われる（概算払）場合もあります。なお、補助金は経理上、支払いを受けた事業年度における収益として計上するものであり、法人税等の課税対象となります。
- ② 補助事業の進捗状況確認のため、各経済産業局が実地検査に入ることがあります。
- ③ 原則として、補助事業終了後の補助金額確定に当たり、補助対象物件や帳簿類の確認ができない場合については、当該物件等に係る金額は補助対象外となります。
- ④ 補助事業終了後、会計検査院が実地検査に入ることがあります。
- ⑤ 補助事業者が「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）」等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- ⑥ 本申請の計画内容が国の認定を受けた地域再生計画に即している場合には、採択にあたり一定程度の配慮をします。ただし、採択を保証するものではありません。（申請書に関連性を記入して下さい）
- ⑦ 事業終了後、補助事業により行った事業の成果について、必要に応じて補助事業実施者に発表させることがあります。

II 受付先及び問い合わせ先

名称及び担当課（※管轄都道府県）	所在地	電話
北海道経済産業局 産業部中小企業課 ※北海道	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎	011-709-1783
東北経済産業局 産業部中小企業課 ※青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台第1合同庁舎	022-222-2425
関東経済産業局 産業部経営支援課 ※茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、 長野県、山梨県、静岡県	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0332 ~3
中部経済産業局 産業部 中小企業経営支援室 ※愛知県、岐阜県、三重県、富山県、 石川県	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-0521
近畿経済産業局 産業部 創業・経営支援課 ※福井県、滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	〒540-8535 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館	06-6966-6014
中国経済産業局 産業部中小企業課 ※鳥取県、島根県、岡山県、広島県、 山口県	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館	082-224-5661
四国経済産業局 産業部中小企業課 ※徳島県、香川県、愛媛県、高知県	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎7階	087-811-8529
九州経済産業局 産業部中小企業課 ※福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、 大分県、宮崎県、鹿児島県	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	092-482-5449
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課 ※沖縄県	〒900-8530 那覇市前島2-21-7	098-862-1452

Ⅲ 計画書の様式

平成 年 月 日

〇〇〇〇〇〇局長 殿

申請者住所（郵便番号・本社所在地）
申請者氏名（名称及び代表者の氏名） 印
連絡担当者（職名及び氏名）
電話番号
F A X
E-mail

地域資源活用新事業展開支援事業費補助金補助事業計画書

地域資源活用新事業展開支援事業費補助金の交付を受けたいので、下記の書類を添えて提出します。

記

- ・補助事業計画書（別紙様式のとおり）
- ・補足説明資料を別添
- ・会社案内等パンフレット、定款、決算書等を別添

（注）用紙はA 4を使用してください。

地域資源活用新事業展開支援事業費補助金補助事業計画書

(1) 申請者及び事業内容

1. 申請者			
名 称： 代表者名及び役職名： 住 所： 電話番号： FAX 番号： メールアドレス： 連絡者名及び役職名：			
資本金 (出資金)	千円	従業員	人
主たる 業 種		設立日	年 月 日
2. 実施計画名			
3. 活用する地域資源：[] ※地域資源と判断した理由、その資源の地域における強みを記載			
4. 中長期的な目標と戦略 (地域の現状・課題を踏まえた上で、目標と戦略を関連づけて記載)			チェック項目 <input type="checkbox"/> 市場調査 <input type="checkbox"/> 商品・役務改良 <input type="checkbox"/> 研究開発 <input type="checkbox"/> 試作 <input type="checkbox"/> 展示会出展等 <input type="checkbox"/> 国内 <input type="checkbox"/> 海外
5. 本年度の事業計画とその効果 (4. との関連を明確にしつつ、これまでの取り組みを踏まえ、本年度の事業計画の内容、期待される効果を具体的に記載)			
6. 実施体制及び評価の仕組み ※組織体制図を、別途添付			
7. 事業の実施日程		(開始予定) 平成 年 月 日 (完了予定) 平成 年 月 日	
8. 事業の実施場所		(場所名・住所)	
9. 委託予定先		(委託先/名称、代表者、住所、電話番号) (委託先業務概要) (委託内容)	
10. 委嘱予定の技術者又は専門家の氏名及び職業		(氏名) (役職等)	

② 資金調達内訳

区 分	補助事業に要する経費(円)	資金の調達先
補助金要望額		/
自己資金		
うち自治体助成金		
うち借入金		
その他(参加者負担等)		
合 計 額		

③ 補助金要望額の手当方法（上記②の補助金要望額の手当方法）

区 分	補助金相当額（円）	資金の調達先
自己資金		/
借 入 金		
そ の 他		
合 計 額		

④ 補助事業の経理担当者の役職名・氏名

(注) ①経費配分内訳の補助事業に要する経費の合計額が、②資金調達内訳の合計額と一致すること

IV 記載例

平成19年〇〇月××日

〇〇経済産業局長 殿

申請者住所 〒100-0000
〇〇県××市△△
申請者氏名 〇〇協同組合
理事長〇〇 ×× 印
連絡担当者 事務局長 △△ □□
電話番号 〇〇-〇〇〇〇-××××
FAX 〇〇-△△△△-□□□□
E-mail 〇〇〇@〇〇〇〇. 〇〇. 〇〇

地域資源活用新事業展開支援事業費補助金補助事業計画書

地域資源活用新事業展開支援事業費補助金の交付を受けたいので、下記の書類を添えて提出します。

記

- ・補助事業計画書（別紙様式のとおり）
- ・補足説明資料を別添
- ・会社案内等パンフレット、定款、決算書等を別添

（注）用紙はA4を使用してください。

地域資源活用新事業展開支援事業費補助金補助事業計画書

(1) 申請者及び事業内容

1. 申請者			
名称：〇〇協同組合 代表者名及び役職名：理事長 〇〇 ×× 住所：〇〇県××市△△ 電話番号：〇〇-〇〇〇〇-×××× FAX 番号：〇〇-△△△△-□□□□ メールアドレス：〇〇〇@〇〇〇〇. 〇〇. 〇〇 連絡者名及び役職名：事務局長 〇〇 △△			
資本金 (出資金)	10,000千円	従業員	15人
主たる 業種	陶磁器製造業	設立日	昭和40年 4月 1日
2. 実施計画名 現代の生活様式に合う明るさを基調にした〇〇焼食器のデザインの改良及び〇〇見本市への出展			
3. 活用する地域資源：[〇〇焼] ※地域資源と判断した理由、その資源の地域における強みを記載 〇〇地域の〇〇焼は〇〇の地域資源に恵まれ、〇〇年に渡り製造・販売を行っており、地域において、〇〇加工・製法の高い技術力（特許）を有しており、隣接する市町村では広く知れ渡っている。（地域の何%以上や地域の何社以上等、資料添付）			
4. 中長期的な目標と戦略 （地域の現状・課題を踏まえた上で、目標と戦略を関連づけて記載） 昨今の陶磁器需給の減少により売上額が対前年比〇〇%ダウンしており、新たな購買層・販売ルートの開拓の必要に迫られている。そのため、新たにターゲットとする市場のニーズ調査を実施して、その結果に基づいた商品改良・開発を行うことが重要であり、以下のプロモーション戦略、マーケティング戦略、ブランド化戦略の3つの戦略を有機的に組み合わせて、今後5年間で売上高〇〇%増を目標とした販路拡大を目指す。 （1）プロモーション戦略 国内外からバイヤーが集まる大都市における展示会に出展し、当地域の製品や技術力等をアピールしていく。また、インテリア等の製作発表会等とコラボレーションすることで、今まで消費者ではなかった購買層に商品の情報を提供していく。 （2）マーケティング戦略 展示会等の開催時に参加したバイヤーや一般消費者に対して、商品のアンケートを行い、マーケットのニーズやトレンドを探る。 （3）ブランド化戦略 アンケート調査結果等から、商品力と差別化のための情報把握を行った上で、伝統を残した商品の改良・開発を行い、地域ブランドの確立につとめる。			チェック項目 ■市場調査 ■商品・役務改良 （□研究開発 □試作） ■展示会出展等 （■国内 □海外）
5. 本年度の事業計画とその効果			

(4. との関連を明確にしつつ、これまでの取り組みを踏まえ、本年度の事業計画の内容、期待される効果を具体的に記載)

〇〇焼は、重厚さと伝統を重んじるデザインであるため、色やデザインが現代家屋に似合わないところがある。そこで、モダンなライフスタイルに合う食器に改良し、商品をPRするため、来場者が多く、成果の期待される東京〇〇見本市（開催要領添付）に出展したが、一定の評価を得るに留まり、新規顧客を獲得するまでにはいたらなかった。

本年度は、更なる新規販売ルートを確立するために、モダンなライフスタイルに合う食器開発の実績のあるデザイン専門業者に委託し、〇〇点の食器改良・開発を行い、当該食器を主に以下の展示会に出展する。

- ・東京における〇〇展示商談会。
- ・大阪における〇〇見本市。
- ・〇〇会館にて行われる〇〇県PR展。

これらの展示会を通して、バイヤー・事業者向けのアンケート調査を行うことで、市場の動向把握、新規顧客の発掘に努めるとともに、新商品の機能性や技術力をアピールし、商談成約により、50,000千円の売上げ増を目標とする。

陶磁器産業の新規需要の掘り起こしを行うことにより、その後の販路開拓、消費拡大効果が期待されるとともに、関連産業を含め、地域の振興が期待される。

6. 実施体制及び評価の仕組み
※組織体制図を、別途添付

(組織体制の説明)

一体的な事業推進を図るため〇〇委員会を設立し、その中に、各戦略ごとに3つの部会を設けている。委員会は、年〇〇回の開催を予定している。

(各部会の役割)

- ・〇〇部会 ……
- ・〇〇部会 ……
- ・〇〇部会 ……

各部会では、必要に応じて専門家・外部関係者の意見取り入れている

(事業成果の評価・見直しの体制)

年度最終委員会で事業結果を協議、意見を集約し、今後の事業展開に活用する。

7. 事業の実施日程	(開始予定) 平成19年 〇月〇〇日 (完了予定) 平成20年 1月31日
8. 事業の実施場所	(場所名・住所) 〇〇会社(組合員企業内) 〇〇展示場 (住所) 〇〇県△△区□□□-□-□
9. 委託予定先	(委託先/名称、代表者、住所、電話番号) 会社概要別添 (委託先業務概要) 〇〇企画 ※詳細別添会社概要参照 (委託内容) デザイン改良 ※委託内容別添
10. 委嘱予定の技術者又は専門家の氏名及び職業	(氏名) 〇〇 ××氏 (役職等) 代表 ※別添プロフィール参照

(2) 経費明細表

①経費配分内訳

(単位：円)

経費区分	内 容	補助事業に 要する経費	補助対象経費	経費内訳	国庫補助金 要望額
謝 金	専門家謝金	△△△, △△△円	△△△, △△△円	@△△, △△△円×△回=△△△, △△△円 ※謝金単価の根拠別添	△△△, △△△円
旅 費	専門家旅費	△△△, △△△円	△△△, △△△円	専門家旅費(東京～〇〇、1泊2日) @△△, △△△円×△回=△△△, △△△円	△△△, △△△円
	職員旅費	△△△, △△△円	△△△, △△△円	職員旅費(〇〇～東京、1泊2日) @△△, △△△円×△回=△△△, △△△円	△△△, △△△円
事 業 費	会場借料	△△△, △△△円	△△△, △△△円	会場借料 @△△△円×△日=△ △△円	△△△, △△△円
	会場整備費	△△△, △△△円	△△△, △△△円	会場整備費 △△△, △△△円 ※内訳別添	△△△, △△△円
	パンフレッ ト等作成費	△△△, △△△円	△△△, △△△円	パンフレット印刷 @△△△円×△△部 ※内訳別添	△△△, △△△円
	広告宣伝費	△△△, △△△円	△△△, △△△円	新聞広告料 @△△円×△,△△△部 =△△, △△△円	△△△, △△△円
試作・ 改良費	原材料費	△△△, △△△円	△△△, △△△円	木材、〇〇製プラスチック等 △△△, △△△円	△△△, △△△円
	借損料	△△△, △△△円	△△△, △△△円	〇〇検査器具 △△△, △△△円	△△△, △△△円
	実験費	△△△, △△△円	△△△, △△△円	試験実験費 △△△, △△△円	△△△, △△△円
	委託費	△△△, △△△円	△△△, △△△円	デザイン改良費 △△△, △△△円 ※内訳別添	△△△, △△△円
その他		△△△, △△△円	—		—
合 計		10,000,000円	8,000,000円		4,000,000円

(注1) 個別実施計画・事業ごとに作成のこと。

(注2) (1) 事業内容及び(2) 経費配分について各1ページを2ページ1組とし、上記事項を簡潔に記載した上で、詳細については、別紙を用いるなどできるだけ具体的に記載及び関係資料を添付すること。

なお、当該事業については、仕様書、展示会開催要綱等を添付すること。

(注3) 「経費区分」とは、謝金、旅費、事業費、試作・改良費、その他の経費をいう。

(注4) 「補助事業に要する経費」とは、当該事業を遂行するために必要な経費をいう。

(注5) 「補助対象経費」とは、「補助事業に要する経費」のうちで補助対象となる経費をいう。

(注6) 「経費内訳」は、必要に応じて別紙を作成するなど詳細に記入すること。

(注7) 「国庫補助金要望額」とは、「補助対象経費」のうち補助金の交付を希望する額で、その限度は、「補助対象経費」に補助率を乗じた額になる。

② 資金調達内訳

区 分	補助事業に要する経費(円)	資金の調達先
補助金要望額	4,000,000円	
自己資金	6,000,000円	
うち自治体助成金	2,000,000円	〇〇市
うち借入金	0円	
その他(参加者負担等)	1,000,000円	出展者からのコマ代徴収
合計額	10,000,000円	

③ 補助金要望額の手当方法 (上記②の補助金要望額の手当方法)

区 分	補助金相当額 (円)	資金の調達先
自己資金	3,000,000円	
借入金	1,000,000円	〇〇銀行〇〇支店
その他		
合計額	4,000,000円	

④ 補助事業の経理担当者の役職名・氏名

経理課長 〇〇 ××

(注) ①経費配分内訳の補助事業に要する経費の合計額が、②資金調達内訳の合計額と一致すること

V 参考事例

地域資源活用販路開拓等支援事業

1. 実施テーマ：〇〇を主体とした水産加工品の販路開拓／〇〇実行委員会
全国でも有数の水産都市である〇〇市では、豊富な水産資源を背景に、古くから水産加工が行われており、特に、イカ加工品は様々な品種の製品が生産され、全国生産量の〇〇%を占めている。そのため、〇〇実行委員会では、『〇〇水産食品展示フェア』を開き、全国からバイヤーを集めて商談会及び特産品PR冊子を配るなど、産地ブランドの構築を目指している。
2. 実施テーマ：菓子を使った販路開拓／〇〇協議会
菓子メーカーが集積する〇〇市では、市と商工会議所の仲介のもと、数社が集まり、菓子を通じて、地域のイメージアップ、知名度向上を目指し、『〇〇協議会』を設立。当初は、市民に対して体験事業を開催したり、手作りのPR事業を行うなど地道な活動を展開していたが、TV・雑誌に取り上げられ、徐々に注目を集めるようになる。現在では、都内で開催する食品見本市に菓子を出品するなどさらなる販路拡大を目指している。
3. 実施テーマ：繊維を活かした商品開発と販路開拓／〇〇地場産業振興センター
〇〇地域では、古くから〇〇繊維の産地として栄えており、〇〇地場産業振興センターが地元企業の協力を得て、企業が持つ繊維素材や加工技術等を活かした放熱性に優れた新装具の開発に取り組んでいる。18年度には、東京インターナショナル・ギフト・ショーに開発品を出展しており、製品の改良・開発を行うとともに、販路開拓を積極的に行うことで地域の中小企業の活性化を行っている。
4. 実施テーマ：繊維加工技術を活かした商品開発と販路開拓／〇〇グループ
繊維加工に関する高度な技術が集積した複合繊維産地として知られる〇〇地区では、地元を基盤をおく繊維加工業のメンバーが4社集まり、〇〇グループを結成。『繊維加工技術』という地域資源を活かし、自社ブランドの展開を図っている。日本を代表する刺繍作家と協力し、都内のセレブ層をターゲットとした、更に高級な自社ブランドを立ち上げることも計画しており、都内を中心に展示会や発表会等を積極的に開催しPR活動を行っている。
5. 実施テーマ：農作物を使った販路開拓／〇〇組合
〇〇組合は、日本のブルーベリー栽培の先駆けである〇〇市に立地していることもあり、手作り・無添加のブルーベリーソースの加工製造・販売を中心として事業化。地域型循環経済への関与、女性の経済的自立・継続的な働き場の創出を理念とし、商品の生産工程の明示、添加物の不使用や手作りを基本とする等の製造基本姿勢を持ち、地域に眠っていた農産物という資源をブランド化し、起業家精神をもって事業を展開しており、〇〇展示会などをおこない、広域販売に対応できる体制作りに取り組んでいる。
6. 実施テーマ：地酒と伝統料理による新たな観光事業プログラム／〇〇会
山や清流など豊富な自然に囲まれた〇〇市では、全国的に有名な米や地酒といった地域資源を有している。そういった環境の中、〇〇会では、四季の変化に富んだ自然、伝統的食文化や温泉を素材として、生活習慣病の予防と、メンタルヘルスを重視した独自の健康プログラムの事業化に取り組んでおり、地酒や伝統料理による健康的食事法と、太極拳・森林浴等の運動プログラムを組み合わせ、証拠に裏打ちされた新しい健康サービスを展開。首都圏で行う〇〇市キャンペーンなどでパンフレットを配布し、体験コーナーなどを設け地元のアピール活動を行っている。

7. 実施テーマ：家具と伝統産業による商品開発及び販路開拓／〇〇組合

〇〇組合では、家具と〇〇県内の伝統産業とのコラボレーションにより、統一的なデザインコンセプトのもとで、家具、食器、照明器具などを開発し、新たな生活様式の提案をしている。外部デザイナーのデザイン力を活用することで、伝統的な意匠とは異なるモダンなデザインを生み出し、消費者のニーズにあった製品開発を行っており、当初、東京などの大消費地にある家具流通の関係企業を対象としていた展示会も、小売店、住宅メーカー、消費者へのPRの場となっている。また、大都市だけでなく、産業と観光を融合させた展示会を地元で行うことにより、地域経済活性化にも重要な役割を果たしている。

8. 実施テーマ：伝統技術を活かした商品開発と販路開拓／〇〇実行委員会

〇〇県では、数百年の歴史を持つ陶磁器や鋳物といった地域伝統産業を有している。そういった強みを活かし、〇〇実行委員会では、地元の陶磁器・鋳物の製造業者及び食品機械製造業者等が、他者と差別化された新たな製品を開発し、国内外の陶磁器関係の見本市への出展に加え、食品関係の見本市に出展する等、様々な分野への販路開拓を模索している。

9. 実施テーマ：町並みを活かしたまちづくり／〇〇NPO法人

江戸中期から昭和初期の商家、蔵等が約600メートル軒を連ねる〇〇町は、国の『重要伝統的建造物群保存地区』に認定されている。農村地区でも、築後80年の農家を移設した宿泊施設をオープンさせたり、町内で生産された農作物を販売する農産品直売施設をオープンさせる等、町全体で地域資源を活用したまちづくりに取り組み、全国から年間50万人以上が訪れるまでに至っている。今後は全国的にPR活動を行い〇〇町の魅力を更にアピールしつつ観光事業に取り組んでいく。

10. 実施テーマ：〇〇焼のトップブランド化戦略／〇〇開発グループ

窯業を地域産業として持つ〇〇町では、複数の窯元が集まりグループを形成し、伝統を残しつつ、新しい市場のニーズ、商品分野、流通構造の変化等に対応できる商品作りを目指している。〇〇展示会では、今までに取り組んだことのない形状、色彩を用いた作品を見本市に出展したことで大きな評価を得て、新規顧客獲得に繋がった。

11. 実施テーマ：〇〇〇ファッションフェアの開催／〇〇実行委員会

繊維産業が盛んな〇〇地区では、(財)〇〇協会が中心となり、全国の繊維産業が集積する地域の組合・事業者に呼びかけて〇〇実行委員会を立ち上げ、様々な繊維商品を集めた国内最大最高レベルの展示会を開催。日本の繊維業界で団結して各地域で活用されている繊維の取り組みを紹介、情報を発信することで国内のみならず、国外にも販路拡大を目指す。

